

＼子どもから高齢者まで、ライフステージに合わせた地域づくりに取り組んでいます／

頼る人が
近くにいない
子育てが不安



子ども・子育てを応援！

ファミリー・サポート・センター

「子育てをお手伝いしてほしい人」と「子育てを応援したい人」が会員となって、地域の中で安心して子育てができるよう支援する有償の制度です。

保育所・児童クラブ・習い事等の開始前後の預かりや送迎、リフレッシュ時の預かりなどを援助会員が行っています。

子どもの居場所支援

子ども食堂や無料学習支援等、地域で行われている子どもの居場所づくりを推進するため、情報提供、活動の周知、運営に関する相談、助成事業などを行っています。



学生のうちに、
ボランティアや福祉の
ことを勉強したい



自分の力を地域の力に！



福祉教育

おもに小・中学生等を対象に、福祉体験講座を実施しています。

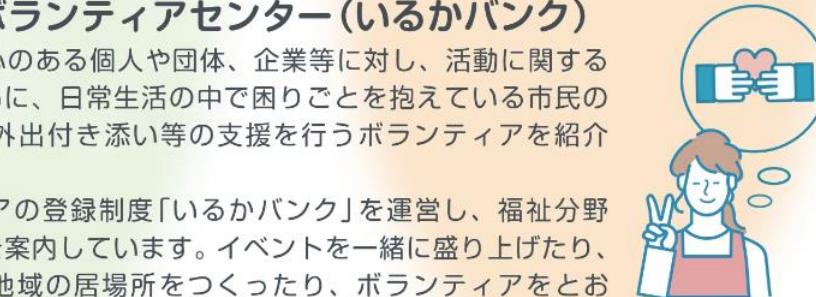
障がいのある方・地域のボランティア活動者などが講師となり、自身の経験を伝える機会を設けたり、福祉施設等の職員が参加し、福祉人材の育成を図っています。



ボランティアセンター(いるかバンク)

ボランティアに関心のある個人や団体、企業等に対し、活動に関する情報発信を行うとともに、日常生活の中で困りごとを抱えている市民の相談に応じ、傾聴や外出付き添い等の支援を行うボランティアを紹介しています。

また、ボランティアの登録制度「いるかバンク」を運営し、福祉分野のボランティア活動を案内しています。イベントと一緒に盛り上げたり、みんなで支え合える地域の居場所をつくったり、ボランティアをとおしてどなたでも参加できる場づくりを行っています。



生活に困窮した方への支援

貸付事業



市民福祉団体等への支援

生活困窮や、地域ごとに異なるさまざまなもの課題に取り組んでいる市民福祉団体等に対し、助成金や活動に関する相談支援を行っています。



自分の特技・
経験を社会に
役立てたい



体力作りもかねて、
近所でお手伝いが
したい

病気や障がいの影響で、
金銭管理や
手続きが苦手…



権利・財産を守る



権利擁護支援の中核機関

判断能力が不十分な方が、地域でその人らしい暮らしが送れるよう、成年後見制度利用促進等の権利擁護支援を行っています。

親族後見人や、成年後見制度に関わる方、制度利用を検討している方を対象に、専門職による無料相談(予約制)を実施しています。

●おもな役割

- ・成年後見制度の利用促進、周知普及啓発
- ・地域連携ネットワーク構築の推進
- ・一次相談窓口の支援
- ・成年後見人等の受任調整



市民後見人養成研修事業

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のことです。

市社協では、市民後見人の養成を行うとともに、市民後見人登録者へのフォローアップや受任後の支援を行っています。



日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方を支援するために、福祉サービスの手続きや生活費の出し入れ、通帳や重要書類の預かりを行っています。

また、毎月1回弁護士による人権や財産に関する権利擁護相談も実施しています。

いざというときに備えて

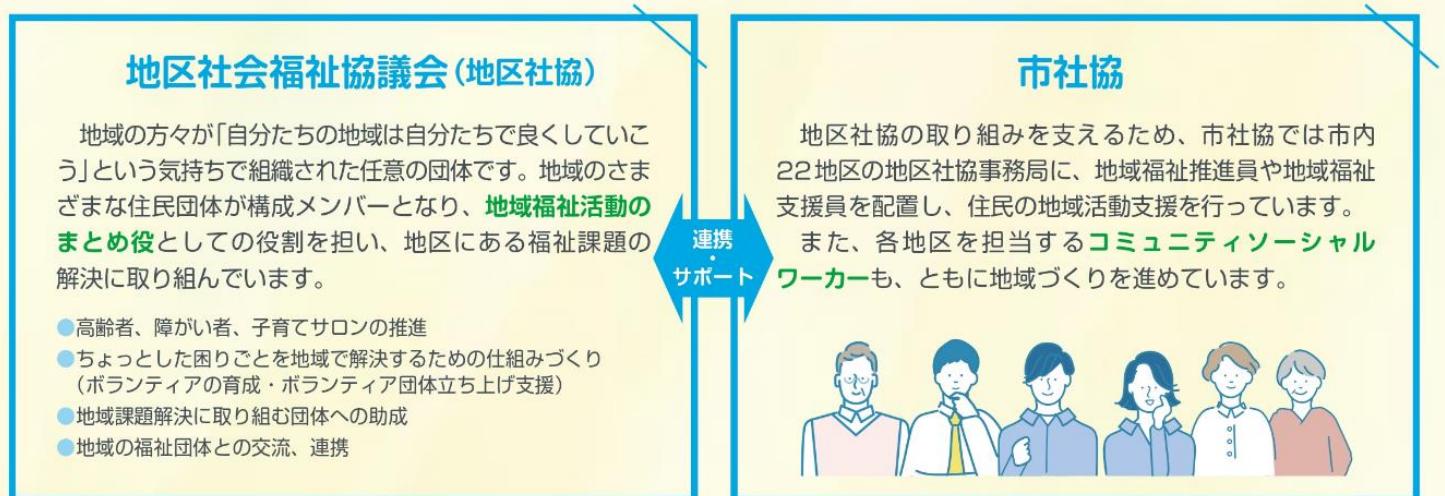


災害に備えた地域づくり

災害に備え、日常のつながりづくりの啓発も行っています。市内で災害が発生した際、「災害ボランティアセンター」の運営を関係機関と連携し行います。



あなたの街の支えあい活動を応援しています！



※民生委員・児童委員とは…市長の推薦により厚生労働大臣の委嘱を受けて、無償で地域住民の相談や支援にあたっている方々です。市内では約900人が活動しています。住民の立場で相談、援助を行い、社会福祉の推進に努めている方々です。



相模原市社会福祉協議会(市社協)ってなんだ？

地域には、高齢・障がい・子育て・病気…さまざまな悩みや不安を抱えて支援を必要としている方がいます。市社協は地域の「困りごと」を、住民同士の支えあいで解決したり、住民や行政・専門機関と相談しながら、だれもが安心して暮らせる街になるよう、地域の福祉を推進している民間の福祉団体です。



「市社協の財源」ってなんだ？

県・市からの補助金・受託金のほか、「おたがいさま」という共助の仕組みを育み、地域の支えあい活動を継続していくため、市民のみなさまや、企業・法人の方々に活動財源へのご協力をいただいております。

賛助会費(個人・法人)

市社協の趣旨、活動等にご賛同いただいた個人・法人等に会員になっていただき、会費をとおして社協活動を支援していただいているいます。

共同募金

全国一斉に行う寄付金募集で、地域福祉の推進を図るために、地域での支えあい活動の推進や、民間福祉団体の支援のために活用されています。

県・市からの補助金・受託金

寄付金

地域の福祉活動や、子どもたちの福祉に役立てるため、個人や企業からのご寄付、遺言によって財産をご寄付いただく遺贈をお受けしております。いただいた寄付金は税金控除の対象となります。

事業収入

たとえば
自動販売機の設置

市民や企業・団体の敷地内に自動販売機を設置させていただき、その販売手数料を市社協にいただくことで、地域福祉の推進を図っています。

市社協

子ども・若者の支援

みまもりエンディングサポート事業

ボランティアの育成

地域の居場所づくり

福祉教育

福祉活動の広報・周知

市社協のおもな取り組みを紹介していくよ！